

資格取得への制限

絶対的欠格事由と相対的欠格事由

(旧)道路交通法第88条第1項

- 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許または第二種免許を与えない。
 - 二. 精神病患者、精神薄弱者、てんかん病患者、目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者（昭和35（1960）年6月25日制定、59年5月8日改正）

門前払い＝絶対的欠格事由

1973年8月 警察庁の通達

- 運転免許の聴力検査に補聴器使用を認め、発声の可否は検査しないとした。
- 通達により、ろうあ者の90%が聴力検査に合格して運転免許教習を受けられるようになった。
- 10%のろうあ者は引き続いて受けられず。

聴力検査の法的根拠

【1973年8月警察庁通達】

- 道路交通法施行規則第23条
 - 自動車などの運転に必要な適性についてての免許試験(以下「**適性試験**」という。)は、次の表の上(左)欄に掲げる科目について行うものとし、その合格規準は、それぞれ同表の下(右)欄に定めるとおりとする。
 - **聴力**(第1種運転免許(以下「第1種免許」という。)及び仮免許に係わる適性試験にあたっては、補聴器により補われた聴力を含む。)が**10メートルの距離で、90ホーンの警報器の音が聞こえるものであること**。

法律は変えないが、
施行規則で相対的欠格事由を設ける

2001年差別法令改正

- 道路交通法88条は削除された。
- しかし、施行規則23条は変更なし。

法律改正で門前払いはなくなったが、
施行規則がそのままでは、
玄関から先に入れない！

2006年12月警察庁の発表

- 10%のろうあ者に運転免許取得の道を開く内容
 - ただし、車の前後に聴覚障害者標識を表示することを義務とする。
 - また、バックミラーにワイドミラーを装着することを義務とする。
 - 交通安全教育に聴覚障害者への配慮を施す。

絶対的欠格事由から 相対的欠格事由の考え方へ

- 身体障害者手帳の提示
- 聴力検査を受ける
 - 裸耳で聞こえる場合
 - 一般と同じ条件で問題なし
 - 裸耳では無理だが、補聴器で聞こえる場合
 - 1973年～OK 補聴器の装用が義務
 - 補聴器をつけても聞こえない場合
 - 2007年～OK ワイドミラー、標識などが義務

飛行機の操縦免許

(米国1999年当時)

- 操縦技術の試験に合格後、航空局に聴覚障害があることを報告しなければなりません。
- 補聴器を付けて無線が**使える**場合
 - 予備の補聴器と電池を用意することが条件
- 補聴器を付けても無線が**使えない**場合
 - 常に回りが見える状況で操縦することが条件
- **相対的欠格事由の考え方が基本にある**

できることとできないこと

- できること
 - 歯を治すことができます。
 - 聴覚障害を持つ患者に対しては、手話でコミュニケーションを取ることができます。
 - 耳の聞こえる患者に対しては、ゆっくり丁寧に発音してコミュニケーションを取ることができます。
- できないこと
 - 発音を理解してもらえないときは、診察ができません。
 - この時は、他の歯医者を紹介するか、または手話通訳のできる助手に協力を頼みます。

残された課題 直接的制限→間接的制限

- 直接的に制限はされていないが、間接的に制限されているという意識について
- 意識的な差別ではないが、無意識的な差別が社会に起きている可能性について
 - 例:ある建物にスロープやエレベーターがつけられたが、隣接する駅にスロープやエレベーターがない。
 - 聴覚障害者の場合は:
 - 資格試験を受験するときの情報保障
 - 資格試験を目指すための専門教育における情報保障
 - 資格取得後の職場環境の整備